

緊急事態宣言の解除に伴う5月26日以降の対応(5.29変更)

感染拡大を防止する「一定の移行期間」を設け、外出自粛や施設の使用制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていきます。

県民の皆様におかれましては、「新しい生活様式」の実践・定着を図りながら、以下の対応をお願いします。

段階的緩和 の目安

移行期間	県民への要請			事業者への要請	イベント等
	県境を越える 移動	県境を越える 観光	接待を伴う 飲食店等への 出入り	遊技施設の営業	イベントや集会等 の開催の目安
5月26日 ～5月31日	△ 不要不急の 移動は避ける	△ 県内観光 のみ可		△ 県外利用客 の制限	
6月1日 ～6月18日	○ ただし 東京都、神奈川県、 千葉県、埼玉県、 北海道、北九州市 との移動は慎重に	○ ただし 東京都、神奈川県、 千葉県、埼玉県、 北海道、北九州市 への観光は慎重に	○		100人以下かつ 収容定員の50%以下 (屋外200人以下)
6月19日 ～7月9日			○ ただし 十分な感染予防対策が とられていない店舗へ の出入りは避けること	○ ただし 業種ごとの「感染拡大 予防ガイドライン」を 踏まえ、適切な対策を 行うこと	1,000人以下かつ 収容定員の50%以下
7月10日 ～7月31日	○	○			5,000人以下かつ 収容定員の50%以下
8月1日 からを目途					収容定員(上限なし) の50%以下

「接待を伴う飲食店等」… キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス等の遊興施設

「遊技施設」… マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等